

ID: 44

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第3条第1項第4号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (適用の除外) 第3条第1項 (4) 第1号若しくは第2号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日